

第5章 推進体制等

1. 関係機関との連携

本計画に基づく施策推進にあたっては、健康ながさき21及び長崎県医療計画に基づく施策、交通安全運動に基づく取組等関連施策との有機的な連携により取り組むこととします。

2. 推進体制

「アルコール健康障害対策推進計画策定専門部会」で、計画の見直し、評価及び実施機関への必要な助言・指導等を行います。

3. 計画の進行管理

国の基本計画の動向を踏まえるとともに、長崎県依存症対策ネットワーク協議会における議論を踏まえ、必要な事項の協議や計画の達成状況の評価等を実施していくこととします。

4. 計画の見直し

計画の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了前であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。